

## 公 告

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例（平成21年条例第1号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第5項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、コンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及び理由がある場合には、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成27年2月25日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 特定大規模集客施設の名称  
（仮称）コストコホールセール富谷倉庫店
- 2 特定大規模集客施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン・テリオ  
神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号
- 3 新設予定地の所在地及びその敷地の面積  
黒川郡富谷町字北沢24番地1 外  
91, 132 m<sup>2</sup>
- 4 特定大規模集客施設の用途  
店舗，飲食店
- 5 特定大規模集客施設の用途に供する部分の床面積の合計  
14, 740 m<sup>2</sup>
- 6 特定大規模集客施設の店舗面積の合計  
9, 983 m<sup>2</sup>
- 7 特定大規模集客施設の新設予定地の用途地域  
準工業地域，工業専用地域

- 8 特定大規模集客施設の新設予定地において行われることとなる土地の区画形質の変更に着手しようとする日及び特定大規模集客施設の新設に係る建築物の新築，改築若しくは増築又は集客施設への用途の変更に係る工事に着手しようとする日  
平成27年8月 1日
- 9 特定大規模集客施設の営業を開始しようとする日  
平成28年4月15日
- 10 特定大規模集客施設の一日，一月又は一年あたりの平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域並びにそれらの算出根拠  
一日あたり9,484人  
大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）で定める計算式
- 11 特定大規模集客施設の新設予定地を選定した理由  
既存店舗の空白地域であるため
- 12 届出年月日  
平成27年2月12日
- 13 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，富谷町役場，仙台市役所，利府町役場及び大和町役場
- 14 縦覧期間  
平成27年2月25日から平成27年6月25日まで
- 15 意見書提出先  
宮城県経済商工観光部商工経営支援課
- 16 意見書提出に関する注意事項  
条例第11条第三項及び第四項の各号及び意見書様式を参考のこと